



凡 例	
地区計画区域・地区整備計画区域(面積約22.5ha)	
開発区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。          ① 都市計画法第34条第2号に規定する用途に供するもの          ② 都市計画法第34条第4号に規定する用途に供するもの          ③ 都市計画法第34条第8号に規定する用途に供するもの          ④ 都市計画法第34条第9号に規定する用途に供するもの(開発区域は、面積254坪以上6㎡以上を超過すること。)</li> </ol>
住宅区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。          ① 自己用住宅(本町又は本市に居住する者若しくは本市の市街化調整区域に区域区分日以前に居住する者若しくは、区域区分日以前から自己又は自己の親族(5親等内の血縁、配偶者、3親等内の姻族)が所有する土地において行うものに20年以上居住している土地又はその土地が500㎡以内の土地に對して、自己の重畳(坪×坪×坪×100㎡)出の合計が100㎡以内の専有面積の用に供するもの)          ② 出の合計が100㎡以内の専有面積の用に供するもの          ③ 法律により土地を転用することができるときは、その旨を併し、自己所有する建築物の跡地又は跡地とする者の当該建築物と同一の用途の建築物(自己用に転用する場合)          ④ 都市計画法第34条第4号に規定する用途に供するもの</li> <li>2 地区集会所</li> </ol>